

## インドの2016年度 予算案における国際 税務に関する主要提案

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

### エグゼクティブ・サマリー

2016年2月29日、2016-17年度予算案が財務大臣によって提出されました。予算案の一部として議会に提出された2016年度財政法案(以下、「財政法案」)には、国際税務に関する多くの提案が含まれています。様々な提案が、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に関する行動計画に基づくOECDの最終報告書<sup>1</sup>の勧告から影響を受けています。そうした勧告には、マスターファイルと国別報告書の導入(行動13)、特定のデジタルサービスに関連する支払いすべてについてグロスベースの源泉徴収を要求する平衡税(equalisation levy)の導入(行動1)、及びロイヤルティ所得に関わる(行動5を遵守した)「パテントボックス」税制が含まれます。他の重要な提案としては、法人の居住地を判定するためのテストである「事業の実質的管理の場所(POEM: Place of Effective Management)」基準を1年間、すなわち2016-17課税年度に延期すること、国際金融サービスセンター(IFSC: International Financial Service Centre)に事業単位を有する企業の配当分配税(DDT: dividend distribution tax)免除、税制優遇措置の段階的廃止、外国企業に対する最低代替税(MAT: Minimum Alternate Tax)の課税免除に関する明確化などがあります。本アラートでは、財政法案における国際税務に関する主要提案を取り上げます。

1 15のBEPS行動計画に関する最終報告書がBEPSパッケージを構成しています。

## マスターファイルと国別報告書の導入

2015年10月5日、OECDはBEPSの行動計画における15の焦点領域すべてに関する最終報告書を公表しました。インドは、BEPS行動計画(特に、ミニマム・スタンダードである行動13)の導入に向けた公約の一部として、3層から成る標準的アプローチ(国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル)の導入を提案しました。それぞれの説明は、以下のとおりです。

- ▶ 国別報告書には、多国籍企業のグローバルな業務に関連する情報を記載します。この報告書では、グループが事業を行う国・地域のそれぞれについて売上、税額、従業員数、資本、利益剰余金及び有形資産などの情報を提供することを義務付けられ、法人税申告書に先立って、又はそれと同時に提出することを要求されます。
- ▶ マスターファイルには、多国籍企業グループの傘下企業すべてに関する標準化された情報を記載します。一般的に言って、このファイルは、多国籍企業グループの移転価格実務を世界全体の経済、法律、財務及び税務の文脈と関連付けて捉えるために、大局的な概要を提供することを目的としています。
- ▶ ローカルファイルでは、現地の納税者の重要な取引を具体的に記述します。

予算案は、国際グループを対象にマスターファイルと国別報告書を導入することを提案しています。財政法案には権限付与の規定が盛り込まれているものの、規則の形による詳細な規定がいずれ制定されると予想されます。

## 平衡税

デジタル経済の課税について言えば、最終報告書は行動計画1に関して、OECDとG20諸国が、デジタル経済の課税に対処するために、動向を監視し、今後次第に利用可能となってくるデータを分析することに合意したと述べています。同時に、同報告書は、各国が既存の租税条約上の義務を尊重することを条件として、BEPSに対する追加的な予防手段として国内税法に規定を盛り込むこともできると示唆しました。平衡法は、デジタル経済における直接税の問題に対処するために、行動1の下に提供される潜在的な選択肢の1つでした。

以上を踏まえ、また急速に進化するデジタル経済により増大するBEPSのリスクに対処するために、インド政府は、財政法案の一部として平衡税を導入することを提案しました。

- ▶ 税率は、非居住者が以下の者から受け取った、又は受け取る所定のサービスの対価の6%です
  - ▶ 事業又は業務を行うインド居住者
  - ▶ インドに恒久的施設(PE)を有する非居住者
- ▶ ただし、以下のいずれかに該当する場合、平衡税は課されません
  - ▶ 所定のサービスを提供する非居住者がインドにPEを有し、かつそのサービスが当該PEに実質的に関連している場合
  - ▶ その課税年度に所定の支払者から受け取った、又は受け取る対価の総額が10万ルピーを越えない場合
  - ▶ 支払いが事業又は業務の遂行を目的としていない場合
- ▶ 所定のサービスには、オンライン広告、デジタル広告用のスペースの提供、オンライン広告に向けた施設又はサービスの提供及びインド政府が公告するその他のサービスが含まれます
- ▶ 平衡税は所定の支払者、すなわち、(1)事業又は業務を行うインド居住者、(2)インドにPEを有する非居住者によって徴収されます
- ▶ 平衡税は、インド政府が発布する公告で指定された日にはじめて発効します
- ▶ これに対応して、平衡税の課税対象となった所定のサービスにより非居住者に発生した所得に対する所得税の免除を定めた規定も、インド税法に含まれています

## ロイヤルティ所得に関わる「パテントボックス」税制

インド政府は、特許の活用から発生する全世界のロイヤルティ所得を対象とする優遇税制の導入を提案しています。その規定により、所定のロイヤルティはグロスベースで税率10%の課税対象となります(そのほかに付加税(surcharge)と教育目的税(cess))。この税制の対象となる所得には、特許に関連する権利のすべてもしくは一部の譲渡、特許の機能もしくは使用に関する情報の分与、特許の使用、又は以上の活動に関連するサービスの提供から発生するロイヤルティが含まれます。

この改正は2016-17課税年度から施行されます。ただし、この優遇措置は、インド居住者がインドで開発・登録した特許に関連するロイヤルティに限定されます。

## 外国企業の所得の免税

### ▶ インドにおける原油の貯蔵及びその貯蔵施設からの販売

インド政府は、原油の価格安定性を達成するために原油の地下貯蔵施設の建設を進めています。このプロジェクトでは、外国国営石油会社及びインド国外から原油の貯蔵・販売に従事する多国籍企業の参加を通じて資金調達することが提案されています。外国国営石油会社及び多国籍企業がインドから原油の貯蔵・販売に参加するという提案では、それらの企業がインドで納税義務を負うことになる事態が見込まれます。

したがって、外国企業がインド国内の施設に原油を貯蔵し、当該施設からインド国内で原油を販売したことによる所得を、一定の条件付きで免税扱いにすることが提案されています。この規定は2015-16課税年度に遡り、それ以降の期間に適用されます。

### ▶ 「特別」区における未カット・未選別のダイヤモンドの展示活動

外国採掘会社が業務をインドに移転するのを促進し、インドでダイヤモンド原石を取引するのを許可するために特別通知区(SNZ: Special Notified Zone)が設けられました。しかしながら、ダイヤモンド原石を展示することによりインドで実際の販売に至らなかった場合、外国採掘会社がインドで課税対象になる可能性があるとの懸念がありました。

こうした懸念への対処として、外国採掘会社の活動がSNZにおける未カット・未選別のダイヤモンドの展示に限定された場合、インドでは課税所得が発生しないという規定が提案されています。この規定は2015-16課税年度に遡り、それ以降の期間に適用されます。

## 一定のキャピタルゲイン所得の場合における 軽減税率／免税

未上場の有価証券に係る長期キャピタルゲインは10%の軽減税率の適用対象となります。しかしながら、閉鎖的企業の株式を譲渡した場合も当該軽減税率を利用できるかどうか不明確でした。そこで、閉鎖的企業の株式の譲渡によるキャピタルゲインの場合であっても10%の軽減税率が適用されることを明確にするインド税法の改正が提案されています。この改正は将来に向けて2016-17課税年度から適用されます。

ルピー建て債券の場合、発行日と償還日間における対外貨でのルピー高によるキャピタルゲインに関する限り、キャピタルゲイン税を免除することが提案されています。

この改正は、2016-17課税年度以降の適用が提案されています。

## 免税及び損金算入の段階的廃止のロードマップ

インド政府は2015年、4年で法人税率を30%から25%に引き下げる一方、それに応じて免税及び損金算入を段階的に廃止することを確約しました。この目標の達成のため、財政法案の一部として、以下のことが例示的に提案されています。

- ▶ 2017年4月1日からインド税法に基づく加速度償却を最大40%に制限すること
- ▶ 研究に関わる加重損金算入の優遇措置を、2017年4月1日以降は150%に、さらに2020年4月1日以降は100%に制限すること
- ▶ 特別経済区(SEZ)の新たな事業単位が利用できる利益連動の損金算入の終了日の設定。税制優遇措置の利用を、2020年3月31日以前に活動を開始した事業単位に限定
- ▶ 一定の能力開発プロジェクトの支出に係る150%加重損金算入を、2020年4月1日以降は100%に制限

## ビジネス・トラストへの特定目的事業体(SPV: Special Purpose Vehicle)の分配に対するDDTの免税

インド税法は、不動産投資信託(REIT: Real Estate Investment Trust)及びインフラ投資信託(InvIT: Infrastructure Investment Trust)(ビジネス・トラストと総称される)に関する特別な税制を定めています。ビジネス・トラストに関する税制を合理化するため、ビジネス・トラストへのSPVの分配に対するDDTを免税とする規定が提案されました。提案されている免税には、以下の一定の条件が付されます。

- ▶ インド政府又は政府機関の保有が義務付けられる株式資本を除き、ビジネス・トラストがSPVの株式資本の100%を保有していること
- ▶ 免税の適用は、ビジネス・トラストがSPVの上記株式を取得した日以降の当期利益から、SPVが宣言、分配又は支払いを行った配当に限定される
- ▶ ビジネス・トラスト及び投資家が受け取った当該配当金には課税されない

この改正は2016年6月1日から発効します。

## 恒久税務番号(PAN: Permanent Account Number)取得の要件の免除

現在、PAN(インドの納税者番号)のない非居住者は、高い源泉徴収税率の適用を受けています。この税率は20%又は適用税率のいずれか高い方になります。

この関連規定を改正して、代替的文書が提出された場合、この高税率を適用しないとすることが提案されています。すなわち、財政法案では、所定の条件が満たされることを条件として、この規定の適用を免除することが提案されています。

## 一定の外国企業に対するMATの非課税に関する明確化

インド税法の下でのMATの規定によれば、税法に基づいて算定される総所得に基づく企業の納税額が、会計上の利益の18.5%を下回る場合、かかる会計上の利益が総所得とみなされ、企業はかかる会計上の利益に基づく税額を納付します。インドにPEを保有しない海外機関投資家(FII: Foreign Institutional Investor)の場合、この規定の適用可能性に関して問題が生じます。

2015年財政法は、MATのために会計上の利益を算定する際、外国企業の特定期所得の減額を認めるといった一定の救済措置を外国企業に提供しました。しかしながら、この改正は、2015年4月1日から、すなわち2015-16課税年度から発効しました。2015年4月1日以前の期間に関する当該外国企業へのMATの課税可能性に関しては、依然として論争が続いています。

こうした状況で、財政法案は税法を改正して、以下のいずれかに該当する場合は、MATについて外国企業(外国ポートフォリオ投資家(FPI: Foreign Portfolio Investor)／FIIを含みます)を非課税扱いとすることを提案しています。

- ▶ 外国企業が、インドと租税条約を締結している国の居住者で、かつ当該関連租税条約の規定上、インドにPEを有していない場合
- ▶ 外国企業が、インドと租税条約を締結していない国の居住者で、かつその時点で企業に関して施行されているいかなる法律の下でも登録の申請を要求されていない場合

この規定は2001-01課税年度に遡り、それ以降の期間に適用されます。

## 分配所得に対する買戻し税(BBT: buyback tax)の将来に向けた課税対象拡大

インド税法の現行規定によれば、未上場株式の買戻しを実行した企業はBBTの課税対象となります。BBTは、企業の分配額から当該株式の発行により企業が受け取った額を差し引いた金額に課税されます。

BBTは、インド会社法の一定の規定(特定の規定)に従って買戻しが実行された場合に課税されます。現在、財政法案はこの規定を、インド会社法の他の規定に基づいて実行された買戻しにも拡大することを提案しています。提案によれば、この拡大規定は2016年6月1日に発効します。

さらに、財政法案は、事業再編に基づく買戻しのほか、異なる時点で異なる対価によりトランシェとして発行された株式又は既存株式の代わりに発行された株式を対象とする買戻しなど、特定の状況下における課税額を決定するためのルールの枠組みも実現可能にしています。

## 新たな直接税紛争解決スキーム

財政法案は、大量の未処理の訴訟事件を削減し、インド政府が租税を迅速に徴収できるようにするために、2016年直接税紛争解決スキーム(Direct Tax Dispute Resolution Scheme)を導入することを提案しました。このスキームは一定の条件を伴っており、このスキームに基づく申請者は、インド税法に基づきいかなる違反についても告訴手続きの対象となることを免除されます。

このスキームを選択する者は、所定の方法で証明された所定の形式による宣誓書の提出を要求されます。この宣誓により、コモンロー、衡平法、制定法又はインドがインド外の国もしくは属領と締結した条約に基づいて本来利用可能であるはずの、当該特定租税に関連する救済又は請求を追求又は訴求する権利を放棄します。

## コメント

2016-17年度予算案は様々なBEPSの勧告を実施するというインドの公約を示しています。これは、一定期間にわたり法律改正のほか規則や行政手続きの改正を通じて実施される可能性があります。この予算案の中に導入された国際税務に関する提案は広範な影響を与える可能性があります。外国人投資家は、動向を注意深く注視し、自身の活動への影響を評価する必要があります。国際的な企業グループは自身の準備体制を評価し、マスターファイル及び国別報告書の要件を遵守するための準備を開始する必要があります。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160317

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)